

娼妓取締規則(明治33.10.2 内務省令44号)

- 第一条 十八歳未満の者は娼妓たることを得ず
- 第二条 娼妓名簿に登録せられざる者は娼妓稼を為すことを得ず 娼妓名簿は娼妓所在地所轄警察官署に備ふるものとす 娼妓名簿に登録せられざる者は取締上警察官署の監督を受けるものとす
- 第三条 娼妓名簿に登録は娼妓たらんとする者自ら警察官署に出頭し左の事項を具したる書面を以て之を申請すべし
- 一 娼妓と為る理由
- 二 生年月
- 三 同一戸内に在る最近尊族親尊族親なき時は戸主の承諾を得たる事若し承諾を与ふべき者なき時は其事実
- 四 未成年者に在ては前号の外実父、実父なき時は実母、実父母なき時は実祖父、実父母実祖父なき時は実祖母の承諾を得たる事
- 五 娼妓稼を為すべき場所
- 六 娼妓名簿登録後に於ける住居
- 七 現在の生業但し他人に依りて生計を営む者は其事実
- 八 娼妓たりし事実の有無並に嘗て娼妓たりし者は其稼業の開始廃止の年月日、場所、娼妓たりし時の住居及稼業廃止の理由
- 九 前各号の外庁府県令にて定めし事項
- 前項の申請には戸籍吏の作りたる戸籍謄本前項第三号第四号承諾書及び市区町村長の作りたる承諾者印鑑証明書を添付すべし
- 娼妓名簿登録申請者は登録前庁府県令の規定に従ひ健康診断を受けるものとす
- 第四条 娼妓稼を禁止せられたる者は娼妓名簿より削除せらるるものとす
- 前項の外娼妓名簿の削除は娼妓より之を申請するものとす但し未成年者に在ては前条項第一項第三号及第四号に掲ぐる者よりも之を申請することを得
- 第五条 娼妓名簿削除の申請は書面又は口頭を以てすべし
- 前項の申請を自ら警察官署に出頭して之を為すに非ざれば受理せざるものとす但し申請書を郵送し又は他人に託して之を差出す場合に於て警察官署が申請者自ら出頭すること能はざる事由ありと認むる時は此限に在らず警察官署に於て娼妓名簿削除申請を受理したる時は直に名簿を削除するものとす
- 第六条 娼妓名簿削除申請に關しては何人と雖妨害を為すことを得ず
- 第七条 娼妓は庁府県令を以て指定したる地域外に住居することを得ず
- 第八条 娼妓稼は官庁の許可したる貸座敷内に非ざれば之を為すことを得ず
- 第九条 娼妓は庁府県令の規定に従ひ健康診断を受けるべし
- 第十条 警察官署の指定したる医師又は病院に於て疾病に罹り稼業に堪へざる者又は伝染性疾患ある者と診断したる娼妓は治療の上健康診断を受けるに非ざれば稼業に就くことを得ず
- 第十一条 警察官署は娼妓名簿の登録を拒むことを得ず
- 庁府県令は娼妓稼業を停止し又は禁止することを得
- 第十二条 何人と雖娼妓の通信、面接、文書の閲読、物件の所持、購買其の外の自由を妨害することを得ず
- 第十三条 左の事項に該当する者は二十五円以下の罰金又は二十五日以下の重禁固に処す
- 一 虚偽の事項を具し娼妓名簿登録を申請したる者
- 二 第六条第七号第九号第十二条に違背したるもの
- 三 第八条に違背したるもの及官庁の許可したる貸座敷外に於て娼妓稼を為さしめたる者
- 四 第十条に違背したる者及第十条に依り稼業に就くことを得ざる者をして強て稼業に就かしめたる者
- 五 第十一条の停止命令に違背したる者及稼業停止中の娼妓をして強て稼業に就かしめたる者
- 六 本人の意に反して強て娼妓名簿の登録申請又は登録削除申請を為さしめたる者
- 第十四条 本令の外必要な事項は庁府県令を以て之を定む
- 第十五条 本令施行の際現に娼妓たる者は申請を持たして娼妓名簿に登録せらるるものとす